

『【速旅×GoTo トラベルキャンペーン】黒部めぐりお買物券付ドライブプラン』利用規約

（通則）

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と別表5のとおり利用可能な株式会社ジェック経営コンサルタントが発行する黒部めぐりお買物券（5,000 円分）（以下「お買物券」といいます。）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

（本規約以外の適用）

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び株式会社ジェック経営コンサルタントが定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。また、本プランのお申し込みにより、G o T o トラベル事業事務局が定める「G o T o トラベルのご利用に当たっての遵守事項、宣誓事項」に同意するものとします。G o T o トラベル事業事務局が定める「G o T o トラベルのご利用に当たっての遵守事項、宣誓事項」については、お申し込み前に、G o T o トラベル事業事務局公式WEBサイト（<https://goto.jata-net.or.jp/>）にてご確認ください。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。
- 五 給付対象商品 サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）旅行会社・OTA等旅行事業者・宿泊事業者向け取扱要領（以下、「取扱要領」といいます。）で定める宿泊商品、宿泊を伴う旅行商品及び日帰り旅行商品をいいます。
- 六 給付額 給付対象商品の代金の2分の1の金額をいいます。
- 七 割引額 給付額の10分の7の額の金額をいいます。ただし、算定結果の1円未満は切り捨てします。
- 八 地域共通クーポン 給付対象商品又は本プランに付随して配布される土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで利用できる共通クーポンをいいます。
- 九 地域共通クーポン額 別表3に定める額をいいます。

（対象車種）

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

（実施期間等）

第5条 本プランの実施期間は、2020年10月31日（土）から2021年1月31日（日）までの期間とします。この期間のうち申し込み時に登録を行う利用日（利用日の0時から24時まで。ただし利用日当日に申し込みの場合には、申し込みが完了した時点から24時まで。以下同じです。）を本プランの利用日（以下「利用日」といいます。）とします。なお、お買物券等及び地域共通クーポンは利用日と同日（以下、「施設利用日」といいます。）に引換することができます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用日の申し込みはできません。

- 一 当社が指定する交通混雑期（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトでお知らせいたします。）
 - 二 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトでお知らせいたします。）
- 2 給付対象商品として当社に割り当てられた給付額の範囲を超過した場合には、第6条第1項に定める申し込みの受付の終了または一時停止を行う場合があります。
- 3 利用日の周遊通行（第9条第1項に定める「周遊通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジまたは出口インターチェンジの通行日時をもって行います。

（申込方法等）

第6条 本プランの申し込みは、当社公式WEBサイトから、本規約に定める事項に承諾のうえ、本プランの利用日の前日までに行ってください。なお、申し込み時に速旅会員の登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。

- 2 お買物券料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用の料金はETCカードによる決済となります。
- 3 本プランの申し込みが完了したとき、当社は、申し込み時に登録したメールアドレスに受付番号、プラン名、施設利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、申込者のメールの受信状況に関わらず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。
- 4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除などした場合は、速旅会員専用マイページ（<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>）から申込確認書をご確認ください。
- 5 当社と申込者との売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。
- 6 申込確認書は必ず印刷し、お客さまのご署名の上、利用日に黒部市地域観光ギャラリー「のわまーと」のレジカウンターへ持参ください。
- 7 第17条第1項に定める解約可能期間内に本プランを解約した場合又は同条第2項に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となりますので、申込確認書を破棄してください。
- 8 当社が実施する他のドライブプランと利用日が同一の申し込みはできません。同一の申し込みを行った場合は、第17条第1項に定める解約可能期間内に解約を行ってください。解約を行わない場合は、申込者が意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
- 9 申込確認書の通知をもって、申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。
- 10 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランに申し込みいただけません。
- 11 申込者の居住地が、国又はGo To トラベル事業事務局が定める支援の対象外となる地域に該当する場合、本プランに申し込みいただけません。

（申込内容の変更）

第7条 申込確認書の通知が完了した後は、申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第17条第1項に定める解約可能期間内に解約を行ったうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。

（お買物券等及び地域共通クーポンの引換・利用方法）

第8条 第6条第6項に基づき、施設利用日の引換時間内に、黒部市地域観光ギャラリー「のわまーと」のレジカウンターにて申込確認書を提出するとともに、運転免許証等の身分証明書の提示を行ってください。本人の確認ができ次第、お買物券及び地域共通クーポンと引き換えることができます。

2 身分証明書をご提示いただかず本人確認ができない場合は、申込確認書の提出があってもお買物券及び地域共通クーポンをお渡しすることはできません。

3 紛失等により第1項に定める申込確認書が提出できない場合は、その旨を黒部市地域観光ギャラリー「のわまーと」のレジカウンター係員にお申出のうえ、係員の案内に従ってください。

4 地域共通クーポンは、地域共通クーポン加盟店舗でご利用いただけます。地域共通クーポンの加盟店舗や利用方法は、G o T o トラベル事業事務局公式WEBサイト（<https://goto.jata-net.or.jp/>）でご確認ください。

5 地域共通クーポンの有効期限は、本プランの利用当日限りです。有効期限を過ぎた地域共通クーポンは無効となります。

6 当社は、その理由に関わらず、発行された地域共通クーポンの換金及び返金等を行いません。

7 本プランの利用日以前または利用日以後の地域共通クーポンのお渡しはできません。

（高速定額利用の利用可能な区間）

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用日において、周遊エリア（別表4に定める区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）とします。

2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行、又は、周遊エリア外のいずれかインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出または流入を行った周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

（高速定額利用の開始及び終了）

第10条 高速定額利用は、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、第5条第1項に規定する利用日に流入した最後の通行を満了した時点をもって利用を終了したものとし、ます。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートを

E T C 無線通信により通行してください。登録した E T C カード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

- 3 入口料金所の E T C レーンが点検等によりご利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所では、一般レーンの料金所係員に申し込み時に登録した E T C カードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマート I C をご利用の場合は「インターホン」によりお申出ください。
- 4 出口料金所の E T C レーンが点検等によりご利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員に申し込み時に登録した E T C カードをお渡しください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

（料金及び請求）

第 12 条 本プランの料金は、別表 1 に定めるとおりです。

- 2 当社は、申込者が第 9 条に定める周遊通行（第 14 条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を除きます。）及び第 8 条に定めるお買物券の引換の両方を行う場合に、本プランを給付対象商品とみなし、本プランの料金として、別表 2 に定めるお支払い実額を請求します。
- 3 第 9 条に定める周遊通行（第 14 条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を除きます。）及び第 8 条に定めるお買物券の引換のいずれかが確認できなかった場合は、別表 1 に記載の本プランの料金を適用するものとし、利用状況に応じて第 17 条第 2 項に基づき別表 2 に定めるお支払い実額との差額を請求します。
- 4 当社は、高速定額利用料金とお買物券等料金を分けて請求いたします。なお、お買物券料金にかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は実際の施設利用日のおおむね 2 ～ 3 週間後の日付となります。
- 5 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求いたします。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器や E T C 車載器の料金表示等のほか、一時的に「E T C 利用照会サービス」等の料金表示等も通常料金で表示されますので、あらかじめご了承ください。また、高速定額利用の対象とならない通行がある場合は、別途当該通行に係る通常料金を請求いたします。
- 6 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社または E T C カード事務局（E T C パーソナルカードの管理運営を行うため 6 会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。E T C マイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。
- 7 E T C パーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの 80% 相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。
- 8 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。
- 9 第 2 項に該当する場合、国からの給付金は申込者に対して支給されますが、当社および G o T o トラベル事業事務局が、給付金を申込者に代わって受領（代理受領）しますので、申込者は、別表 1 に記載の本プラン料金に対する給付金を差し引いた別表 2 に記載のお支払い実額をお支払いいただくこととなります。申込者は、当社および G o T o トラベル事業事務局による代理受領についてご了承のうえお申し込みください。

（他の割引との適用関係）

第13条 高速定額利用に、E T Cマイレージサービス以外の割引（E T C時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

2 E T Cマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。

3 申し込み時に登録したE T Cカードに、E T Cマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。

4 E T Cマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

5 お買物券等料金の支払いに金券を使用したり、割引サービス等を適用させたりすることはできません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

第14条 各通行が次の各号の一に該当する場合は高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

一 申込時に登録したE T Cカードを用いずに通行した場合

二 申込時に登録した車種より上位の車種に属する自動車で行った通行

三 利用日以外の日に入口インターチェンジを流入及び出口インターチェンジを流出した場合

四 利用日に入口インターチェンジを流入し、利用日の翌々日までに出口インターチェンジを流出しなかった場合

五 周遊通行以外の通行を行った場合

六 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、通行した経路の距離が最も距離の短い経路の2倍を超える場合

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用日における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたE T C車載器が取り付けられていない車両で通行した場合

二 申込時に登録した1枚のE T Cカードを利用日に2台以上の車両に使用した場合（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）

三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用した場合

3 本プランの申し込みが次の各号のいずれか1つでも満たさない場合は、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用日における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 本プランのご利用時に有効なE T Cカードを登録していること

二 申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと

三 申し込み時に登録したE T Cカードの名義が本プランの申込者と同一であること

（お買物券等及び地域共通クーポンの提供の制限）

第15条 次の各号の一に該当するときは本プランのお買物券及び地域共通クーポンの提供をお断りします。

一 申込確認書を偽造したとき

二 偽装した身分証明書の提示等を行うなど本人確認作業を妨げる行為を行ったとき

三 すでに引換を行っているとき

四 第17条に規定する解約を行ったとき（なお提供を受けた場合は、別表1に記載の料金を適用のうえお

買物券料金を請求するとともに、地域共通クーポンについて第2項により取り扱います。)

2 地域共通クーポンの提供後、以下のいずれかに該当する場合は、地域共通クーポンを回収します。なお、すでに地域共通クーポンを使用している場合は、その料金を請求します。

- 一 第9条に定める周遊通行を行わず(第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。)に、地域共通クーポンの提供を受けたことが判明した場合
- 二 虚偽の申請により、地域共通クーポンの提供を受けたことが判明した場合
- 三 第17条に規定する解約を行ったとき

(G o T oトラベル事業による支援)

第16条 次の各号の一に該当するときは、本プランは給付対象商品とはならず、別表1に記載の本プランの料金を適用するものとします。

- 一 利用日に第8条に定めるお買物券及び地域共通クーポンの引換をされない場合
- 二 第9条に定める周遊通行を行わない場合(第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。)
- 三 利用日において、申込者の居住地域が国又はG o T oトラベル事業事務局が指定する支援対象外の地域である場合
- 四 利用日において、黒部市地域観光ギャラリー「のわまーと」の所在する富山県が国又はG o T oトラベル事業事務局が指定する支援対象外の地域である場合

(解約等)

第17条 本プランを解約する場合は、利用日の最初の出口インターチェンジを通過する前、かつお買物券及び地域共通クーポンの引換前まで(ただし、利用日の24時までに限ります。)に、速旅会員専用マイページ(<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>)からキャンセル(解約)手続きを行ってください。なお、高速定額利用の申し込み又はお買物券等の申し込みのいずれか一方のみを解約することはできません。

2 第1項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては解約がされたものとしてお取扱いたします。

- 一 周遊通行を行わず(第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。)、第8条第1項に定めるお買物券等の提供も受けなかった場合は、高速定額利用およびお買物券のどちらの申し込みも遡って解約がなされたものとし、本プランの料金は請求しません。
- 二 周遊通行を行わず(第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。)、第8条第1項に定めるお買物券及び地域共通クーポンの提供を受けた場合は、高速定額利用の申し込みのみ遡って解約がなされたものとします。この場合、第16条により本プランは給付対象商品とはならず、別表1のお買物券料金を適用のうえ、ご請求時に別表1に記載のお買物券料金と別表2に定めるお買物券に係るお支払い実額との差額をあわせて請求いたします。
- 三 周遊通行を行い、第8条第1項に定めるお買物券及び地域共通クーポンの提供を受けなかった場合は、お買物券の申し込みのみ遡って解約がなされたものとします。ただしこの場合、第16条により本プランは給付対象商品とはならず、別表1に記載の高速定額料金を適用のうえ、別表1に記載の高速定額料金と別表2に定める高速定額利用に係るお支払い実額との差額を請求いたします。

3 周遊通行を行った場合又は第8条第1項に定めるお買物券及び地域共通クーポンの提供を受けた場合は、本プランの途中解約及び払戻し、一部返金は一切行いません。また、本プランを利用した通行の通常料金の合計額が、高速定額利用の料金を下回った場合も、本プランの途中解約や払戻し、一部返金は一切行いません。

(個人情報の保護)

第18条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取り扱います。

2 当社は、第8条に定めるお買物券及び地域共通クーポンの提供の手続きに必要な範囲内で、申込者の受付番号、氏名、申し込みプラン名称、利用日を株式会社ジェック経営コンサルタントに対して提供します。

3 本プランの利用にあたり取得した申込者の個人情報は、Go To トラベルキャンペーンの利用状況を確認・調査する目的で、観光庁及びGo Toトラベル事業事務局に提供する場合があります。

(免責事項)

第19条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランを利用の申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき

二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害または事故により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき

三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害または事故により、申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、または窃取されたとき

四 通行止めまたは渋滞により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき

五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランのご利用に影響を及ぼしたとき

(規約の変更)

第20条 当社は、本規約を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社公式WEBサイトへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表 1：料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	周遊 エリア	プラン料金		高速定額利用 利用可能期間	施設利用日
		普通車	軽自動車等		
お買物券 (5,000 円分) + [高速道路周遊パス] 【G】 発着なし=北陸・ 飛騨周遊エリア	G	<u>12,700 円</u> (内訳) [高速定額利用] 7,700 円 [お買物券] 5,000 円	<u>11,200 円</u> (内訳) [高速定額利用] 6,200 円 [お買物券] 5,000 円	お客さまが 指定する 利用日当日	左記と同日

別表 2：お支払い実額

プラン名	周遊エリア	プラン料金	
		普通車	軽自動車等
お買物券 (5,000 円分) + [高速道路周遊パス]【G】 発着なし=北陸・飛騨周遊エリア	G	<u>8,255 円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,005 円 [お買物券] 3,250 円	<u>7,280 円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,030 円 [お買物券] 3,250 円

別表 3：地域共通クーポン額

プラン名	地域共通クーポン額
お買物券 (5,000 円分) + [高速道路周遊パス]【G】 発着なし=北陸・飛騨周遊エリア	2,000 円

別表 4：高速定額利用（周遊エリア）

記号	区間
G	名神高速道路（小牧 IC～彦根 IC） 北陸自動車道（米原 JCT～朝日 IC） 東海北陸自動車道（一宮 JCT～小矢部砺波 JCT） 舞鶴若狭自動車道（敦賀 JCT～小浜 IC） 東海環状自動車道（富加関～山県 IC、大野神戸 IC～養老 IC）

別表 5：お買物券が利用可能な店舗及びサービス・商品

券種	対象施設名	対象／対象外商品・サービス
お買物券	黒部市地域観光ギャラリー 「のわまーと」	対象：地元特産など 対象外：宅配送料、切手
	黒部峡谷鉄道「宇奈月駅売店」 (全線開通後～11/30)	対象：地元特産品、峡谷オリジナルグッズなど 対象外：宅配送料
	黒部峡谷鉄道「鐘釣駅売店」 (全線開通後～11/30)	対象：地元特産品、峡谷オリジナルグッズなど 対象外：宅配送料
	黒部峡谷鉄道「樺平駅売店」 (全線開通後～11/30)	対象：地元特産品、峡谷オリジナルグッズなど 対象外：宅配送料
	黒部峡谷鉄道「乗車券販売窓口」 (全線開通後～11/30)	対象：宇奈月駅～樺平往復乗車券（大人・子供）、宇奈月駅～鐘釣駅往復乗車券（大人・子供） ＊上記往復乗車券（大人・子供）ご購入時に、往復乗車券1枚あたり1,000円（500円券×2枚）分を往復乗車券運賃への充当としてご利用いただけます（500円券1枚だけのご利用はできません）。差額や特別車両券等は現金でお支払ください。なお、割引が適用された運賃にはご利用できません
	魚の駅「生地」	対象：とれたて館（鮮魚）、できたて館（食事） 対象外：とれたて館、できたて館以外の屋外で販売している商品
	宇奈月麦酒館	対象：全商品
	田舎バウム ふくる	対象：全商品